

こぢな企業の 労働110番です



暑い日々が続く中、事務所内に電話の音が鳴り響いた。
「はい、こちら企業の労働110番です」。
電話をかけてきたのは、従業員数30名ほどの製造業の社長さんでした。

「先月、休業4日以上以上の労働災害が発生してしまいました。今まで、休業4日以上以上の労働災害は発生しておらず、労働災害防止についての認識が甘かった。今後、このような事故を起こさないために労働災害防止を進めていきたいと思うが、どうすれば

(一社)名北労働基準協会 事業企画推進部係長

RSTトレーナー 川崎 心也

中小規模事業場の 安全衛生管理の進め方

よいだろうか？」とのご相談でした。
平成29年の事業場規模別死傷災害発生状況をみると、規模100人未満の事業場で全体の7割を超える労働災害が発生しています。

中小規模事業場では、安全衛生管理体制の構築や取り組みを行う人材に限られ、労働者への安全衛生教育や安全衛生管理が、後回しになることも少なくありません。また、労働災害防止のための設備等への資金投資も困難であることも理解でき

ます。
しかしながら、ひとたび労働災害が発生してしまうと、企業には安全配慮義務違反などの企業責任が問われ、労働災害防止のため設備等への資金投資をためらった額よりも、多額の賠償金を請求されることも十分に考

えられます。

なお、本年より始まった第13次労働災害防止推進計画には、安全衛生管理を進めるため次のような大切な心構えが記されており

「働く方々の一人一人がかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念



の下、働く方々の一人一人がよい将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事で安全で健康的なものと

要です」
まさに、安全衛生管理に関わる全ての人の想いです。

今回、お問い合わせを頂いた社長には、以下を説明しました。
①経営トップは安全衛生基本

方針を表明しましょう。

②安全衛生に係る目標を設定し、計画を作成しましょう。

③安全衛生管理体制を確立・充実しましょう。

事業場の安全衛生を確保するためには、労働安全衛生法令の遵守はもちろん、事業場の自主的な安全衛生活動への取り組みが必要であることも伝え、また、東京労働局労働基準部が発行している「中小規模事業場の安全衛生管理の進め方」を一読頂くことをお願いしました。これから安全衛生管理に取り組む事業場の皆様の参考になるかと思

います。
また、労働安全衛生法第三章安全衛生管理体制(第10条―第19条の3)には労働災害防止活動に不可欠な安全衛生管理体制が定められています。

今回お問い合わせ頂いた労働者30名の製造業では、労働安全衛生法第12条の2にある「安全衛生推進者」を選任する必要があります。そして、事業者と一体となり日々の安全衛生活動を推進し、下記の職務を担います。

①労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関する

こと。

②労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

③健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

④労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

⑤安全衛生に関する方針の表明に関すること。

⑥危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。

⑦安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

さいごに、社長がリーダーシップを取り、会社一丸となって安全衛生活動に取り組むことの重要性を伝え、今後、この会社から労働災害が発生しないことを願いながら電話を置きました。

なお、当協会では、労働安全衛生法で選任が義務づけられている「安全衛生推進者」の講習会をはじめ幅広い講習会を実施しています。詳しくは、本誌に同封している各種安全衛生管理者研修をご覧ください。

イラスト・森沢康代